

機関番号：17102

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2008～2010

課題番号：20730099

研究課題名 (和文) 日本における人権教育に関する政治理論的研究

研究課題名 (英文) A Study of Human Rights Education in Japan: Making Use of Cultural Resources

研究代表者

施 光恒 (SE TERUHISA)

九州大学・比較社会文化研究院・准教授

研究者番号：70372753

研究成果の概要 (和文)：本研究では、主に英語圏の近年のリベラリズムの政治理論の動向に踏まえつつ、日本における人権教育のあり方を探究した。近年のリベラリズム理解の下では、人権教育は、日本の文化的資源を踏まえる必要があることをまず示した。すなわち、今後の人権教育は、「自分たちの文化的資源 (語彙、思考法、慣習など) を活用しつつ、それを洗練し、自分たちのみならず、自分たちの文化を共有しない外国人や社会的マイノリティを自分たちと同様に尊重することの必要性を訴える議論を作り出すこと」に取り組む必要があると主張した。そのうえで、日本で優勢な人間観や道徳観、ならびに地方自治体の人権啓発活動や学校における人権教育のあり方などを分析し、現代の日本でもっとも受け入れられやすい人権理論や人権教育の手法の提案を行った。

研究成果の概要 (英文)：The main aim of this research project is to explore an adequate method of human rights education in the Japanese cultural contexts, with reference to recent trends and developments of liberal political theories. For effective human rights education in Japan, it is necessary to explain the values of human rights in such a way that common people, including children, can easily understand their importance and feel an attachment for their ideas. More concretely, we need to develop, making good use of cultural resources in Japan (vocabulary, custom, ways of thinking, etc.), a human rights theory that can clearly show the necessity for respecting the existence of others (i.e., foreigners or social minorities) as equally as ours even if they do not share our cultural features. Based on these assumptions, I analyze the views of the person and morality predominant in Japanese society as well as the current activities of the Japanese federal government and local governments for enlightening the public on human rights. I propound, relying on these analyses, an adequate and effective method for human rights education according to which students in Japan are expected to be able to grasp the value of human rights more readily and feel more attachment to the idea of human rights.

交付決定額

(金額単位：円)

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2008年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 2009年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 2010年度 | 200,000 | 60,000 | 260,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 1,200,000 | 360,000 | 1,560,000 |

研究分野：政治理論、政治哲学

科研費の分科・細目：政治学

キーワード：人権教育、日本文化、リベラル・ナショナリズム、政治理論、人権論

1. 研究開始当初の背景

英米圏をはじめとする現在の政治理論の動きのなかでは、リベラリズムの政治理念や政治制度の文化的中立性の従来の想定は支持されなくなってきた。すなわちリベラリズムの政治理念や政治制度は、当該地域の文化的文脈に依拠し、成立するものであるという見方が有力になりつつある。

リベラリズムの重要な構成要素である人権の理念や制度も、こうした理論的動向の影響を当然ながら受けている。すなわち人権の理念や制度も、文化中立的・超越的なものではなく、各地域の文化的資源のうえに形成されるものだとして理解されるようになってきている。

リベラリズム、および人権をめぐるこのような理論的動向を鑑みれば、人権教育の理論的前提、ならびにその手法に対する見方も大きな変容を迫られるはずである。すなわち人権教育を行うに際して、各地域の文化的文脈に配慮し、それを踏まえたうえで人権の理念や制度の価値を説明する必要があるはずである。

日本の人権教育でも、こうした政治理論の近年の動向を軽視することはできない。しかし日本において行われた人権をめぐる従来の理論的研究には、日本の文化的資源の活用を目指したものはほとんどなかった。日本の政治理論分野での人権研究では、欧米の人権論の紹介や検討が中心であり、日本の文化への留意・関心はあまりみられなかった。また人権教育の研究においては、日本の文化への留意がみられることはしばしばあったが、多くはそれを否定的に捉え、人権理念とは相容れない日本の文化的土壌をいかに変革するかという一面的な問題関心に立つものが多く、日本の文化的資源の活用といった視点はほとんどなかったといわざるを得ない。すなわち従来の人権教育の暗黙裡の前提とは、効果的な人権教育を通じて、普遍的な人権理念や制度を、人権尊重の気風をあまりもたない日本の文化的土壌にいかに根付かせるかというものであったといえる。

2. 研究の目的

現代の政治理論の動向を念頭におけば、日本の人権教育における上記のような従来の前提は成り立たない。人権理念や制度は、少なくとも部分的には、当該地域の文化的資源のうえに確固とした基盤をもち、人々の支持と愛着を得られるようなものでなければならぬと考えられるからである。

したがって本研究では、こうした政治理論の現代の動向を踏まえ、それにながら日本における人権教育のあり方を理論的および

具体的に考察することを目的とした。

すなわち日本の文化的資源のうち人権の理念や制度の支えとなりうるものを発見し洗練し、日本の文化的特徴に配慮した、より児童・生徒のなじみやすい人権教育の方法、およびその基礎となる理論を探求することを目指すものであった。

具体的には、本研究の申請時には、以下の研究目的をあげた。

- (1) 今後の人権教育の理論的前提となる新しいリベラリズム理解とはいかなるものかを解明する。
- (2) 日本の学校教育における人権教育や、地方自治体などのいわゆる人権啓発活動の実践を踏まえ、日本の人権教育の基礎にある暗黙裡の前提を探り出す。
- (3) 日本の文化的特色にかなった人権理論を描き出す。また人権教育の基本的方策を示す。

3. 研究の方法

上記の目的を果たすために、それぞれの点について、次のような研究方法をとった。

(1) について。

理論枠組みの構築のために、主に、90年代以降の英語圏のリベラリズムをめぐる諸種の議論の分析、検討を行った。リベラル・ナショナリズム論、多文化主義論、人権と文化をめぐる論争などに関わる文献である。特に、リベラリズムの想定してきた文化的中立性・超越性の理念がどのように変容してきたかについて着目した。また文化的中立性・超越性の理念を否定するリベラル・ナショナリズムや多文化主義の論者が、それを否定したうえで、どのようにリベラリズムの理念や制度の公正さを担保できると考えているかに注目し、検討した。

(2) について。

日本の中央官庁や各地の地方自治体の行っている人権啓発活動について調査した。また、小学校、中学校を中心に、学校教育のなかでどのような人権教育が行われているかも分析した。

具体的には、各地の地方自治体や学校が連携して行っている一般の人々や生徒・児童から募る人権標語、人権作文・人権ポスターコンテストなどを調べ、その入選作を分析し、日本社会において、「人権」がどのような価値や道徳との関連で理解され、人権啓発、人権教育のためにどのような手法が好まれられているかを吟味した。

(3) について

私は、本研究を開始する以前にも、日本におけるリベラルな文化的資源について関心を持ち、若干の研究を行っていた。それに基づき、たとえば、日本において支配的な人間

観や道徳観、ならびに「自律性」や「成長」「成熟」といった理念は、欧米とは異なる形態のものがみられるのではないかと想定していた。

本研究では、その想定をより明確な形で検討し、定式化する作業を行うために、発達心理学や比較教育学、日本文化論などの文献に当たった。そして日本文化において優勢とみられる人間観や道徳観、および「自律性」や「成長」「成熟」の理念とはどのようなものであるかを明らかにすることを試みた。

そのうえで、上述の実際の人権啓発活動や人権教育のあり方から得られる一般的な人権理解、および発達心理学や比較教育学などの知見から得られる日本で優勢な人間観、道徳観、あるいは「自律性」や「成熟」の理念の双方に高い親和性を持つかたちでの人権理論や人権教育の手法を明確化する試みを行った。

4. 研究成果

本研究の結果、主な成果として得られたのは以下の点である。

(1) 人権理論の構築のための、ならびに人権教育を構想するための新しい理論的前提を明確化したこと。

従来の人権教育の根底にあった、人権、およびリベラル・デモクラシーの理念や制度の文化超越性・中立性の想定は、現在では、理論的にも実際の制度を見る上でも成り立たない。良かれ悪しかれ、当該地域のナショナルな文化の影響を受けて構築されていることから目をそらすことはできない。

人権などの具体的構想・制度の「公正さ」や「平等」などの理念を考えるうえで、当該地域のナショナルな文化の反映を認識し少なくとも部分的には評価したうえで、なおかつそれを共有しない外国人や社会的マイノリティの利益を考量し、適切な構想や制度を探求していく必要がある。

すなわち、日本を含む世界の各国・各地域は、人権理論、および人権教育の理論や方法を構想・構築していくためには、それぞれ「自分たちの文化的資源（語彙、思考法、慣習など）を活用しつつ、それを洗練し、自分たちのみならず、自分たちと文化を共有しない外国人や社会的マイノリティを自分たちと同様に尊重することの必要性を訴える議論を作り出すこと」に取り組む必要があるということを導き出した。

(2) 日本の学校教育における人権教育や、地方自治体などのいわゆる人権啓発活動の実践を踏まえ、日本の人権教育の基礎にある暗黙裡の前提を探り出したこと。

日本の従来の人権教育では、理論と実践の間の乖離が見受けられる。

政治学や法学などの研究者の議論を基にしている理論面では、「人間の尊厳」や「生まれながらの平等」などの欧米由来の理念に依拠している。

他方、学校教育や自治体の啓発活動といった実践の場面では、「やさしさ」、「思いやり」、「あたたかさ」、「つながり」などケアの倫理に近い比較的情緒的な理念に訴えられることが多い。それゆえ、理論と実践の間に大きな隔たりがあり、これを埋める必要がある。

本研究では、現場で用いられる理念を、間接的帰結主義の論法などを用い、体系化し、理論化することによって、このギャップを埋めることを試みた。

日本における人権教育の現場の基礎にある暗黙の前提となるのは、人間の「成長」・「成熟」のイメージであると思われる。つまり、「成長」・「成熟」に対する一般の日本人の間で長年にわたって培われてきた文化的見方が根底にあると考えられる。日本における個人の「成長」・「成熟」の見方によれば、「各人が成長・成熟するためには、身近な、あるいは疎遠なさまざまな他者の観点を内面化し、その内面化した多様な観点から自己の思考や行為を批判的に吟味・反省できるようになる能力を身に付けること」が必須だと認識されてきたといえる。日本の人権教育や人権啓発活動の背後には、この「成長」・「成熟」の観念があり、これが曖昧なかたちで人権の価値（つまり他者の存在を尊重するという理念）と結び付けられていると論じた。

(3) 日本の文化的特色にかなうと思われる人権の価値を説明する方法やそれに基づく人権教育の基本的方向性を示したこと。

上記の「成長」・「成熟」の理念と関連付けることで、多様な他者の存在の価値を導き出し、「人権」の価値を説明することができる」と主張した。またそうした説明の仕方が、日本の児童・生徒、あるいは一般市民にとってもっとも馴染みやすく整合的な人権の価値の説明を提供でき、また人権教育の基本的方向性を示すものだと論じた。

一端を示せば、次のような人権の価値の説明の仕方が、日本で優勢な人間観、道徳観、一般的人権理解のもとでは、有効であり、人権教育の骨子となるものだと述べた。

「私たちは根底ではつながっているのです、私たち一人ひとりが成長するためには他者との関係が大切である。つまり私たちが成長するためには、感情移入の能力（「思いやりの心」）を磨き、それぞれが他の人々の様々なものの見方や感じ方に気づき、それらを通じて、それらから自分を振り返り、視野を広げ、自分のものの見方や感じ方、行動の誤りや偏

りを繰り返し柔軟に修正していかなければならない。ここで、他の人々の様々なものの見方や感じ方に触れることが可能であるためには、当然であるが、自分と同様に、他の人々も存在しなければならない。加えて他の人々も、自分と同様、それぞれの特徴あるものの見方や感じ方を育ていけるようではなければならない。自分と同様、他の人々も存在し、それぞれのもの見方や感じ方を育ていくためには、ある程度豊かに暮らし、また自由に勉強したり運動したりできるといった一連の条件が必要となる。この種の条件を、自分と同じように他者にも平等に認める規則が、いわゆる「人権」であり、これを大切にしていかなければならない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ①施 光恒、規範理論の立場からみたアジアにおける人権——異文化間対話の理論的前提、法政研究(九州大学)、査読無、第75巻第4号、2009年、159-170頁

[学会発表] (計3件)

- ①Teruhisa Se, In Search of an Effective Method for Human Rights Education in Japan: Making Use of Cultural Resources, The 24th IVR World Congress: Global Harmony and Rule of Law (第24回法哲学社会哲学国際学会連合世界大会・於北京), 2009.09.18
- ②施 光恒、規範理論の立場からみたアジアにおける人権——異文化間対話の理論的前提、アジア市民社会第一回公開シンポジウム、2008年10月31日、九州大学
- ③施 光恒、日本の人権教育のより効果的な形態の探求——リベラリズムと文化との関係性の現代的理解に基づいて、日本政治学会、2008年10月12日、関西学院大学

[図書] (計3件)

- ①井上達夫編、法律文化社、『人権論の再構築(講座・人権論の再定位 第5巻)』(施 光恒「人権は文化超越的価値か——人権の普遍性と文脈依存性」(第8章)を執筆)、2010年、158-178頁
- ②関口正司編、風行社、『政治における「型」の研究』(施 光恒「日本の人権教育の効果的な形態の探究——文化的資源の活用という観点から」(第9章)を執筆)、2009年、245-270頁
- ③佐伯啓思・柴山桂太編、ナカニシヤ出版、『現代社会論のキーワード——冷戦後世

界を読み解く』(施 光恒「リベラル・デモクラシー」(第II部第4章)を執筆)、2009年、65-84頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

施 光恒 (SE TERUHISA)

九州大学・比較社会文化研究院・准教授

研究者番号：70372753